

社会福祉法人四季の会

役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 本法人の役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償については、この規程に定める。

(報酬)

第2条 役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬については、すべて無給とする。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の費用弁償については、交通費として1会議につき定額4,000円を支給する。但し、住所地が福岡市外の場合、別途利用交通機関運賃表に基づく運賃を支給する場合がある(新幹線可)。また、1日内で連続する会議は1会議とみなす。

附 則 この規程は、平成11年 4月 1日より施行する。
 この規程は、平成24年12月 1日より施行する。
 この規程は、平成29年 3月22日より施行する。